

**改正**

平成31年4月24日

令和8年3月30日

田尻町住民票の写し等の第三者等への交付に係る本人通知等制度実施要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）又は戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定により住民票の写し等を第三者等に交付した場合において、事前に登録をした者に対し、その交付の事実を通知及び証明をする制度（以下「本人通知等制度」という。）を実施することにより、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の防止を図ることを目的とする。

(定義)

**第2条** この要綱において「住民票の写し等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 住民基本台帳法の規定による住民票の写し、住民票に記載をした事項に関する証明書、戸籍の附票の写し、消除された住民票の写し、消除された住民票に記載をした事項に関する証明書及び消除された戸籍の附票の写し
- (2) 戸籍法の規定による戸籍の謄本又は抄本、戸籍に記載した事項に関する証明書、除かれた戸籍の謄本又は抄本及び除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書

2 この要綱において「第三者等」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 住民基本台帳法第12条第1項又は第20条第1項の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人
- (2) 住民基本台帳法第12条の3又は第20条（第1項及び第2項を除く。）の規定により住民票の写し等を請求する者
- (3) 戸籍法第10条第1項又は第12条の2において準用する同法第10条第1項の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人
- (4) 戸籍法第10条の2（第2項を除く。以下同じ。）又は第12条の2において準用する同法第10条の2の規定により住民票の写し等を請求する者

(対象者)

**第3条** 本人通知等制度の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 住民基本台帳法の規定により本町の住民基本台帳又は戸籍の附票に記録されている者（消除された住民票又は除かれた戸籍の附票に記録されている者を含む。ただし、消除されてから5年を経過した住民票又は戸籍の附票に記載されている者を除く。）

(2) 戸籍法の規定により本町が作成した戸籍（除かれた戸籍を含む。）に記載されている者

2 前項の規定にかかわらず、死亡した者又は失そう宣告を受けた者は、対象としない。

（事前登録の申込み等）

**第4条** 本人通知等制度の利用を希望する者（以下「申込者」という。）は、あらかじめ田尻町本人通知等制度事前登録申込書（様式第1号）により、町長に登録（以下「事前登録」という。）を申し込まなければならない。

2 前項の申込みをする場合において、申込者は、本人による申込みであることを証するため、個人番号カード、旅券、運転免許証、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書等（写真が貼付されたものに限る。）を提示し、又は提出しなければならない。

3 第1項の申込みを代理人によりしようとするときは、前2項に定めるもののほか、当該代理人が本人であることを証する書類に、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提示し、又は提出しなければならない。

(1) 法定代理人 戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類。ただし、本町に備え付けの公簿等の記載により当該事実が判明する場合は、これを省略することができる。

(2) 法定代理人以外の者 委任状

4 申込者が次の各号のいずれかに該当するときは、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により、第1項の申込みをすることができる。

(1) 疾病その他やむを得ない理由により直接申込みをすることができない場合

(2) 他の市区町村に居住している場合

（事前登録等）

**第5条** 町長は、前条の申込みがあった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、田尻町本人通知等制度事前登録者名簿（様式第2号。以下「登録者名簿」という。）に登録するものとする。

2 町長は、前項の規定により登録者名簿に登録したときは、事前登録をした者（以下「事前登録者」という。）であることを確認できるよう必要な措置を講じなければならない。

(事前登録の変更等)

**第6条** 事前登録者は、氏名、住所その他事前登録をした内容に変更が生じたとき、又は事前登録を廃止しようとするときは、田尻町本人通知等制度事前登録(変更・廃止)届出書(様式第3号)により町長に届け出なければならない。

2 第4条第2項から第4項までの規定は、前項の届出について準用する。

(本人通知)

**第7条** 町長は、第三者等からの請求により事前登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、田尻町住民票の写し等交付通知書(様式第4号)により当該事前登録者又は法定代理人にその旨を通知するものとする。

(証明書の交付申請)

**第8条** 前条の規定による通知を受けた者は、住民票の写し等を交付した事実の証明を必要とするときは、田尻町住民票の写し等交付事実証明書交付申請書(様式第5号)に前条の通知書を添えて町長に申請しなければならない。

2 第4条第2項から第4項までの規定は、前項の申請について準用する。

(証明書の交付等)

**第9条** 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めた場合、次の各号に掲げる事項を記載した田尻町住民票の写し等交付事実証明書(様式第6号。「以下「証明書」という。)を当該申請をした者に交付するものとする。

(1) 住民票の写し等の交付年月日

(2) 交付した住民票の写し等の種別及び件数

(3) 事前登録者の代理人に対し住民票の写し等を交付した場合は、当該代理人の住所及び氏名

2 前項の証明書の交付に係る手数料は、田尻町手数料条例(昭和43年条例第4号)の定めるところによる。

(事前登録の廃止)

**第10条** 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事前登録を廃止するものとする。

(1) 第6条の規定による廃止の届出があったとき。

(2) 事前登録者が死亡し、又は失そう宣告を受けたとき。

(3) 事前登録者の居住地が判明せず、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により住民票が職権消除されたとき。

(4) その他町長が特に事前登録を廃止する必要があると認めたとき。

(公示送達)

**第11条** この要綱に基づき通知書、証明書その他の文書（以下「文書」という。）を送付する場合において、これを受けるべき者の所在が判明しないとき、その他文書を送付することができないときは、公示の方法によってすることができる。

2 前項に規定する公示の方法は、住民部住民課において当該文書を保管し、いつでもその送付を受けるべき者に交付する旨を町役場前掲示板に掲示してするものとする。この場合において、掲示された日から14日を経過した時に、送付を受けるべき者に当該文書が到達したものとみなす。

(委任)

**第12条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成22年1月5日から施行する。

**附 則**（平成31年4月24日）

この要綱は、平成31年4月24日から施行する。

**附 則**（令和8年3月30日）

この要綱は、令和8年3月30日から施行する。